

人材紹介基本契約書

株式会社新和製作所（以下「甲」という。）と株式会社 Inventive（以下「乙」という。）は、乙が行なう有料職業紹介事業につき、下記の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （有料職業紹介利用契約）

甲は乙に対し、乙の営む有料職業紹介事業を利用することを約し、乙はその趣旨に従い適切な業務処理を受諾する。

第 2 条 （求職者の紹介）

1. 乙は、甲が依頼した求人条件に基づき、乙が当該求人条件に該当すると判断した人材（以下「被紹介者」という。）を甲に紹介するものとする。
2. 「紹介」とは、乙が、被紹介者の履歴書・職務経歴書その他の応募書類を甲に提供することをいう。
3. 履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、被紹介者自身の責任において作成されるものとするが、乙は、その正確性が確保されるよう、職業紹介事業者として細心の注意を払って取り扱うものとする。

第 3 条 （選考採用）

甲は、乙が前条により紹介した人材（以下「丙」という。）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙を通じて内定通知書を該当求職者に交付するものとする。

第 4 条 （人材紹介の報酬）

1. 甲は、乙が提供する採用コンサルティングの対価（以下「紹介手数料」という。）として被紹介者の採用を行った場合、乙に以下の通り紹介手数料を支払うものとする。
 - ① 新卒の紹介手数料は 80 万円（税抜）とする。
 - ② 中途・第 2 新卒・既卒の紹介手数料は 120 万円（税抜）、もしくは、理論年収の 30% のどちらか高い方とする。

※第 2 新卒とは就業経験 12 ヶ月以内の求職者とする。

※上記でいう理論年収とは、年俸制の場合は年俸額、賞与制給与の場合は諸手当含む月例給与の 14 ヶ月分とする。
2. 前項に基づき所定の料金を所定の期日までに乙に支払うものとする。なお、振り込みに要する費用は甲の負担とする。
 - ① 新卒採用の場合、内定承諾書を甲に提出した月の月末締め、翌月末支払い

- ② 中途・第2新卒・既卒の場合、甲に入社した月の月末締め、翌月末支払い
3. 甲が採用した丙が、専ら甲の事由により退職に至った場合、乙は甲から支払われた前項の手数料等は返還しないものとする。尚、当該退職が甲による前項の手数料等の支払い前であっても、甲の手数料支払い債務は消滅しないものとする。
4. 専ら丙の事由により入社辞退及び途中退職に至った場合、乙は人材紹介手数料を以下の通り返金するものとする。返金は入社辞退日並びに退職日の月末を締め日として、翌月末までに乙が甲指定の口座へ振り込むものとする。振込手数料は、乙の負担とする。
- | | |
|------------------|--------------|
| ・ 内定後入社に至らなかった場合 | 手数料の 100%を返金 |
| ・ 1ヶ月超3ヶ月以内 | 手数料の 60%を返金 |
| ・ 3ヶ月超6ヶ月以内 | 手数料の 30%を返金 |

第5条 （労働条件の明示確認）

甲は、丙について採用を決定した場合には、丙と雇用契約を締結するにあたって、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。

第6条 （秘密の保持）

1. 甲及び乙は、本契約履行に際して、相手方より開示された情報（以下「機密情報」という。）について厳重に管理し、機密情報を機密に保持し、本契約の履行の目的のみに使用するものとする。また、相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に機密情報を開示又は漏洩してはならない。
- 但し、機密情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- (1) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知または公用であったもの
- (2) 相手方から開示された後に、自己の責に帰さない事由により公知または公用となったもの
- (3) 相手方から開示を受けた時点で、既に保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく入手したもの
- (5) 相手方の機密情報を使用することなく、独自に開発したもの
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令、裁判所その他の官公庁の決定又は命令により機密情報の開示を求められた場合、必要な限度の範囲で機密情報を開示することができる。
3. 甲及び乙は、本契約の内容を遂行するために開示が必要な自己の役員、従業員及び弁護士、公認会計士等の守秘義務を有する専門家にのみ開示することができる。
4. 本条の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有する。

第7条 （契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、当該相手方に対して何らの催告なしに、直ちに本契約の全部又は一部について履行を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。なお、解除権を行使した甲又は乙が、その被った損害につき、相手方に対して損害賠償を請求することを妨げないものとする。
 - (1) 本契約上の義務の全部又は一部につき違反があり、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に是正又は履行しない場合。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売若しくは租税滞納処分を受け、又は破産、会社更生、民事再生その他法的倒産手続の申立てがあったとき。
 - (3) 監督官庁より営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議（法令に基づく解散を含む。）をしたとき、あるいは清算又は私的整理の手続に入ったとき。
 - (5) 手形又は小切手を不渡りとしたとき、その他支払停止状態に至ったとき。
 - (6) 前各号のほか本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
2. 本条による解除によって、相手方に損害が生じた場合でも、解除権を行使した者は、何ら責任を負わない。

第8条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、本契約締結時において、自己（自己の代表者、役員及び実質的に経営を支配する者を含む。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して、相手方に対して以下の行為を将来にわたっても行わないことを確約する。
 - (1) 相手方に対する暴力的行為、または詐術・脅迫的な行為。
 - (2) 偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
3. 甲及び乙は、相手方が第1項に違反することが判明した場合又は前項の規定に違反した場合には、催告その他の手続を要することなく本契約を即時解除することができる。
4. 甲及び乙は、前項に基づき本契約を解除した場合、当該解除により相手方に損害が発生したとしてもその損害を賠償する責任を負わない。

第9条 （誠実協議、合意管轄）

1. 本契約に定めなき事項又は本契約の事項に生じた疑義については、法令の定めに従い、甲乙誠意をもって協議のうえ、決定するものとする。
2. 本契約の成立・効力・履行及び解釈については日本国法に準拠する。本契約に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所のいずれを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 （契約の有効期間）

本契約は本契約の締結日より1年間有効とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない限り、本契約と同一条件をもって引き続き1年継続するものとし、以後も同様とする。

以上、本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名又は記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025 年 月 日

（甲）

（乙）

埼玉県川越市下赤坂 663-1

株式会社 Inventive

代表取締役 小林利彦

（認可番号：11-ユ-301293）